

# 高校生用学校検尿対策指針

愛媛県下で実施されている高校の学校検尿について、その実施方法や、実施後の情報の活用に大きな地域差が見られるため、愛媛県全体で凡その指針を作成し、最低限実施していただきたい内容を記載することとした。

- 1) 学校検尿は原則二次検尿まで実施し、精査の必要な生徒を絞り込んで、医療機関受診を勧める。
  - (1) 学校検尿は、学校で一次検尿と二次検尿を行う
  - (2) 二次検尿で異常を指摘された生徒は、医療機関を受診して、三次検査を受ける。
  - (3) 医療機関は必要に応じて腎臓、もしくは糖尿病専門医に紹介する。
  
- 2) 専門医に紹介する基準；
  - ① 下記の蛋白尿が持続する場合
    - (ア) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 0.15 g/g Cr～0.4 g/g Cr (尿蛋白定性で 1+) が 6 か月以上継続する場合
    - (イ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 0.5 g/g Cr～0.9 g/g Cr (尿蛋白定性で 2+) が 3 か月以上継続する場合
    - (ウ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 1.0 g/g Cr～1.9 g/g Cr (尿蛋白定性で 3+) が 1 か月以上継続する場合
    - (エ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 2.0 g/g Cr 以上  
この場合は早急に専門医に紹介すること
  - ② 肉眼的血尿
  - ③ 低蛋白血症 (低アルブミン血症 3.0 g/d l 以下)
  - ④ 低補体血症
  - ⑤ 高血圧、浮腫、腎機能障害の存在
  - ⑥ 糖尿病の疑い
  
- 3) 学校生活指導管理表は暫定診断名、安静度を記載し、速やかに学校に提出するよう指示する。
- 4) 緊急受診の条件は以下に示す。これのいずれか一つでも満たす場合は緊急受診が必要と判断し、検査会社から直接学校に連絡し、学校から保護者に早急な受診を勧める。
  - (1) 尿蛋白 (3+) 以上
  - (2) 尿糖 (3+) 以上
  - (3) 肉眼的血尿；用紙に患児自身で記入する
  - (4) 尿潜血 (3+) かつ尿蛋白 (2+) 以上
  - (5) 尿糖 1+以上かつ尿ケトン 1+以上